

山陰近畿自動車道（網野～久美浜）計画検討委員会 設置要領

（目的）

第1条 山陰近畿自動車道 網野～久美浜間の概略計画（概ねのルート帯の位置や主な道路構造等）及び詳細計画（事業実施の前提となる都市計画立案に向け、より幅の狭いルート帯の位置や道路構造等）を決定することに関し、計画策定プロセスの透明性・客観性・合理性・公正性、計画内容の合理性を確保するため、多角的・専門的な視点から多様な意見を聴取することを目的に、山陰近畿自動車道（網野～久美浜）計画検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、検討会の議事を運営する。
- 4 知事は、必要に応じて検討会を招集する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 知事は、検討会で議論すべき論点が多岐にわたるとき、部会を設けることができる。
- 7 部会に属する委員は、知事が指名する。
- 8 部会には、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。なお、部会長は、部会での議論の要旨について後日座長に報告する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 3 委員は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が公表した秘密又は知事が認めた場合については、この限りではない。

（委員以外の者の出席）

第5条 知事は、検討会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を

求め、その者の意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、令和6年3月7日から施行する。